

○総務省告示第六十七号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第1から第5まで、別表第二号の二第1から第8まで、別表第二号の三第1及び第2、別表第二号の四並びに別表第三号の五の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許手続規則別表第二号第1等の規定に基づく無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年三月十四日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

後 半

別表第17号 低下させる方法コード、変調方式コード、発振コード及び終段部の真空管又は半導体コード

【第1 略】

第2 変調方式コード

項目	コード
【略】	【略】
二五六値直交振幅変調	256QAM
一〇二四値直交振幅変調	1024QAM
【略】	【略】

【注 略】

【第3・4 略】

後 半

別表第17号 低下させる方法コード、変調方式コード、発振コード及び終段部の真空管又は半導体コード

【第1 同左】

第2 変調方式コード

項目	コード
【同左】	【同左】
二五六値直交振幅変調	256QAM
【同左】	【同左】

【注 同左】

【第3・4 同左】

備考 表中の「」の記号は注記である。